

1 食事に関する事項

- 当院では、入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出をしており管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。
各病棟では、病棟食堂（デイルーム・デイコーナー）において食事を提供できます。

標準負担額		一食につき
一般		510円
市町村民税非課税世帯の方等（低所得者Ⅱ）	入院 90日まで	240円
	入院 90日以降	190円
低所得者Ⅰ		110円
特別食加算		76円
食堂加算		50円（1日につき）

2 保険外診療に関する事項

- 当院では、他院医療機関または、診療所等からの紹介状をお持ちでない、初診の患者さまにつきまして、初診時の医療費とは別に、初診時選定療養費としてご負担いただきます。

	料 金
初診時選定療養費	7,700円

- 180日を超える入院にかかる特別料金について
厚生労働大臣が定める状態に該当しない（入院医療の必要性が低い状態）で入院期間180日を超えた場合は、その日から自己の選択に係わるものとして、1日につき特定療養費として入金基本料の15%と消費税等額を別途請求させていただきます。

入院料の区分	料 金	
急性期一般入院料2	1日につき	2,717円
特別入院基本料	1日につき	1,012円

- 医薬品の治験に係わる診療

令和7年4月1日

加賀市医療センター